

議案第47号関連資料

明石市火災予防条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（以下「基準省令」という。）の一部改正に伴い、急速充電設備に係る基準の見直しを行うほか、所要の整備を図ろうとするもの。

2 改正の概要

(1) 急速充電設備に関する事項（第12条の2関係）

多様な急速充電設備が普及している現況に鑑み、基準省令の一部が改正されたことから、当該改正に沿った整備を図る。

ア 充電対象の拡大

電気を動力源とする自動車・原動機付自転車 → 船舶・航空機等を追加

イ 急速充電設備の全出力の上限を撤廃

200kW以下 → 上限なし

ウ 急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の見直し

分離型の急速充電設備に係る基準の新設

(2) 喫煙等に関する標識の改正（第24条関係・別表第7関係）

ア 健康増進法の規定により、喫煙所の標識が義務付けられている場合は、条例上の標識の設置を不要とする。

イ 「禁煙」・「火気厳禁」・「喫煙所」の図記号を設ける場合は、国際標準化機構の定める規格（ISO規格）又は日本産業規格（JIS規格）に適合するものとする。

3 施行期日

公布の日

ただし、急速充電設備に関する規定は令和5年10月1日

4 その他

全国の市町村も同様に改正を行います。